

公安委員会 説明資料No. 1	「留置施設視察委員会の委員の定数及び任期についての基準を定める規則」 について	平成25年8月8日 総務課
----------------------------------	--	------------------

1 趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）により刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）が改正され、留置施設視察委員会の委員の定数及び任期については、国家公安委員会の定める基準を参酌して条例で定めることとされた。

このため、これらの基準について定める国家公安委員会規則を制定するもの。

2 意見募集の結果

規則案について、平成25年6月28日（金）から7月12日（金）までの間、意見募集（パブリックコメント）を実施したところ、1件の意見が寄せられた。

寄せられた意見及びこれに対する警察庁の考え方は別添のとおり。

3 規則の内容等

○ 留置施設視察委員会は、留置施設の運用状況について透明性を高めるため、部外の第三者から成る機関として、警視庁、道府県警察本部及び方面本部に設置されており、弁護士等法律関係者、医師、地域住民等の委員で構成されている。留置施設視察委員会は、留置施設を視察して、留置業務管理者（警察署長等）に対し、留置施設の運営に関する意見を述べるものとされている。

○ 地方公共団体が留置施設視察委員会の定数及び任期について条例で定める際に参酌する基準については、現行の刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の規定を踏まえ、

- ・ 定数についての基準は10人以内
- ・ 任期についての基準は1年（再任を妨げない）

とする。

4 今後の予定

- 公布～8月下旬
- 施行～平成26年4月1日

（※ 別添省略）

1 趣旨

「ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律」（平成25年法律第73号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、「ストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則」（平成12年11月21日国家公安委員会規則第18号。以下「規則」という。）について所要の改正を行うに当たり、広く一般から意見を募集するもの。

2 規則案の概要

(1) 警告及び禁止命令等の申出をした者に対する通知制度関係

警察本部長等が警告をしなかった場合及び都道府県公安委員会が禁止命令等をしなかった場合に、警告又は禁止命令等の申出をした者に対して交付する通知書の様式を定める（第3条、第7条、別記様式第3号、別記様式第6号）。

(2) 警告の申出をした者による禁止命令等の申出制度関係

禁止命令等申出書の提出を受けることなどにより禁止命令等の申出の受理を行うこととするとともに、当該禁止命令等申出書の様式を定める（第5条、別記様式第4号）。

(3) 警告の申出をした者の居所の確認等

警告等を受けた者及び警告の申出をした者（以下「警告等を受けた者等」という。）については、住所に加えて居所も把握するため、次の改正を行う。

ア 警告等をした場合の都道府県公安委員会への報告事項に、警告等を受けた者等の居所を追加する（注）（第4条、第9条）。

イ 警告の申出をした者は、住所の移転に加え、警察署の管轄区域を異にして居所を移転した場合も届出の対象とするとともに、当該届出は、書面によらず口頭等でも可能とする（第10条）。

ウ 警告を受けた者等が住所又は居所を他の都道府県公安委員会の管轄区内に移転した場合、他の都道府県公安委員会への通知事項に警告を受けた者及び警告の申出をした者の居所を追加する（注）（第13条）。

（注）警告等を受けた者については、日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときに限る。

3 施行期日

平成25年10月3日（木）

4 意見提出期間

平成25年8月9日（金）から平成25年9月7日（土）までの30日間

公安委員会

説明資料No. 3

警察庁長官に対する異議申立てに係る決定

について(行政機関情報公開法関係)

平成25年8月8日

総務課

(略)

公安委員会	平成26年度警察庁予算概算	平成25年8月8日
説明資料No. 4	要求重点項目（案）について	会計課

1 平成26年度予算概算要求基準

(1) 要求枠

ア 義務的経費

前年度当初予算額に、特殊要因に必要な経費等を加減算した額

イ その他の経費

前年度当初予算額に90/100を乗じた額

(2) 要望枠

上記(1)イの額の3割の金額の範囲内

警察庁としては、概算要求基準を踏まえ、以下の重点項目（案）に沿って概算要求を行うこととしたい。

2 平成26年度警察庁予算概算要求重点項目（案）

第1 サイバー空間の脅威への対処

第2 客観証拠重視の捜査のための基盤整備

第3 組織犯罪対策の推進

第4 テロ対策と大規模災害対策の推進

第5 生活の安全を脅かす犯罪対策の推進

第6 安全かつ快適な交通の確保

第7 警察基盤の充実強化

1 人的基盤の充実強化

2 装備資機材・警察施設の整備充実

第8 東日本大震災からの復興の支援

3 今後の予定

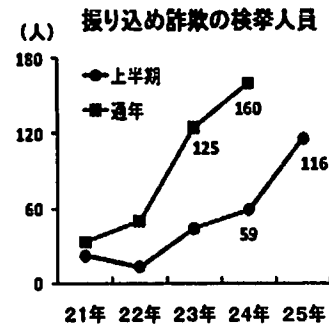
8月21日（水） 庁議

8月22日（木） 国家公安委員会

8月30日（金） 概算要求書提出

概況

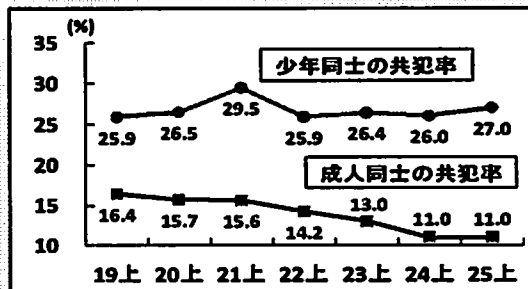
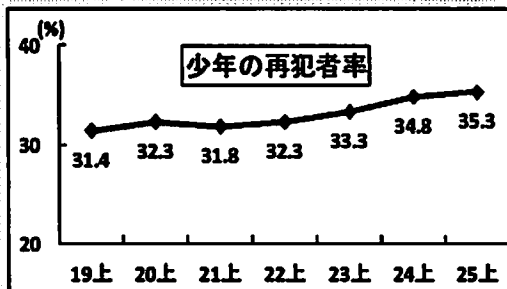
- 刑法犯少年は2万7,038人と、11年連続で減少するも、人口比は成人の4.2倍と高水準
- 初発型非行が大幅に減少するも、粗暴犯は下げ止まり
- 性犯罪は204人と、引き続き高水準
- 振り込め詐欺は116人と、前年同期の約2倍



1頁
4頁
2頁
3頁
3頁

再犯者・共犯者

- 再犯者率は、上半期統計のある平成元年以降で最も高い**35.3%**
- 刑法犯少年同士の共犯率(27.0%)は、成人(11.0%)の**2.5倍**



7頁
7頁

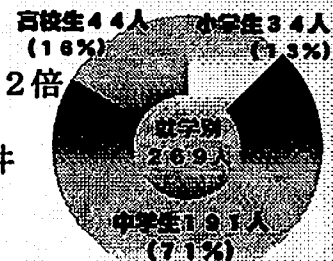
低年齢化傾向

- 検挙人員、人口比とも14歳が15歳を上回って最多
- 触法少年を含めた初犯者数では、13歳以下が4年連続で最多

5頁
8頁

学校のいじめ問題

- いじめに起因する事件は142件で、前年同期の約2倍
- 罪種別では傷害が最多で51件、次いで暴行が47件
- 検挙補導人員の約7割が中学生



24頁
25頁
24頁

◎ 今後の対策

- 1 「非行少年を生まない社会づくり」を一層推進
 - ・ 居場所づくりを推進するなどの再非行防止対策
 - ・ 非行防止教室を始めとする低年齢少年の規範意識向上施策等
- 2 学校との連携を強化し、犯罪として取り扱われるべきいじめ事案に対する捜査を始め、一層的確に対応

1 不正送金事案の現状

(1) 過去の発生状況

- ・ 平成23年、過去における最大の被害（被害額約3億800万円）
- ・ 平成24年、やや沈静化（被害額約4,800万円）。10月ころから、真正な画面表示中に暗証番号等の入力を求める偽の表示を挿入等する機能を持つウイルスを利用した不正送金事案が発生

(2) 本年の発生状況（別紙）

- ・ 4月までに約1億円にのぼる被害
- ・ 6月以降更に拡大。7月までに平成23年を上回る深刻な被害
〔12金融機関について、42都道府県で398件発生〕
〔被害総額は約3億6,000万円〕
- ・ 不正送金先口座名義人の国籍については、74.2%が中国

2 不正送金事案の防止対策

(1) 取締りの徹底

ア 初動捜査と関係都道府県警察間連携の迅速を図るための体制整備
本年7月、警視庁に道府県警察からの派遣捜査員等で構成する「サイバー犯罪特別対処班」を設置

イ 検挙状況等

本年、7月まで、14事件29人

〔不正送金先口座名義人・出金役（出し子）・指示役等〕
〔うち中国人が25人、86.2%〕

ウ 今後、更に取締りを徹底。積極的な国際捜査共助要請を推進

(2) 関係事業者等と連携した施策の推進

ア 被害発生状況や手口等の周知徹底

イ 捜査で判明したウイルス感染が疑われる端末への対策

ウ 金融機関に対する積極的な情報提供及び更なるセキュリティ対策強化の要請

エ 中国人技能実習生及び留学生に対する注意喚起

(3) 会議の開催

不正送金事案について、改めて各都道府県警察による認識の共有を図るとともに、当面の防止対策を指示するため、8月9日（金）に不正送金事案担当課長会議を開催

1 特殊詐欺の認知・検挙状況

	認知件数			被害額(億円)			検挙件数			検挙人員		
	件数	前年同期比		金額	前年同期比		件数	前年同期比		人員	前年同期比	
		件数	比率(%)		金額	比率(%)		件数	比率(%)		人員	比率(%)
特殊詐欺	5,388	+1,682	+45.4	211.7	+56.3	+36.2	1,503	+445	42.1	830	+162	+24.3
振り込み詐欺	4,037	+1,268	+45.8	109.1	+45.2	+70.7	1,091	+274	+33.5	582	+116	+24.9
オレオレ詐欺	2,345	+643	+37.8	72.8	+24.9	+52.1	871	+194	+28.7	491	+96	+24.3
架空請求詐欺	649	+249	+62.3	24.8	+17.1	+225.2	152	+35	+29.9	64	-1	-1.5
融資保証金詐欺	197	-30	-13.2	3.3	-1.0	-23.8	11	-3	-21.4	13	+10	+333.3
還付金等詐欺	846	+406	+92.3	8.3	+4.1	+98.6	57	+48	+533.3	14	+11	+366.7
振り込み以外	1,351	+414	+44.2	102.5	+11.1	+12.1	412	+171	+71.0	248	+46	+22.8
金融商品等取引	972	+153	+18.7	84.6	-1.8	-2.1	367	+138	+60.3	229	+33	+16.8
ギャンブル必勝法情報提供	269	+182	+209.2	13.4	+10.1	+309.6	9	+3	+50.0	8	+4	+100.0
異性との交際あっせん	35	+19	+118.8	0.5	-0.2	-33.4	20	+18	+900.0	2	+1	+100.0
その他	75	+60	+400.0	4.0	+3.0	+313.3	16	+12	+300.0	9	+8	+800.0

○ 認知件数・被害総額が増加

- ・ 特殊詐欺全体の認知件数は5,388件(前年同期比+45.4%)、被害総額は211.7億円(+36.2%)
- ・ オレオレ詐欺、還付金等詐欺及び金融商品等取引名目の詐欺の認知件数が多く、これら3類型合計の被害者の7割は60歳以上の女性

○ 現金受取型・現金送付型が増加

オレオレ詐欺は現金受取型が77.3%(前年同期39.5%)、金融商品等取引名目の詐欺現金受取型は34.9%(前年同期24.8%)、現金送付型は37.8%(前年同期9.5%)

○ 検挙件数・検挙人員が増加

- ・ だまされた振り作戦の実施等により、特殊詐欺の検挙件数は1,503件(+42.1%)、検挙人員は830人(+24.3%)
- ・ 助長犯罪の検挙件数は2,119件(+4.4%)、検挙人員は1,335人(+8.9%)

2 金融機関職員等の声掛けによる特殊詐欺の被害阻止状況

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成24年上半期	平成25年上半期
認知件数(既遂)	20,124	7,156	6,469	6,939	8,132	3,462	4,967
阻止件数	2,860	1,229	1,357	2,467	3,721	1,592	2,860
阻止率(阻止件数÷(認知件数(既遂)+阻止件数))	12.4%	14.7%	17.3%	26.2%	31.4%	31.5%	36.5%

※平成22年以前の数値には、振り込み詐欺以外の特殊詐欺は含まない(振り込み詐欺のみ)

3 今後の取組

- (1) 犯行拠点の解明・摘発による犯人グループ中枢の検挙
- (2) だまされた振り作戦の推進等による受け子等末端被疑者の検挙
- (3) 助長犯罪の取締り及び犯行ツールに係る迅速な措置
- (4) 関係機関・団体(自治体、全国銀行協会、日本証券業協会等)と連携した複線的な防犯指導・広報啓発
- (5) 犯人グループから押収した名簿の登載者に対する集中的な注意喚起
- (6) 被害の水際防止のための顧客への声掛けの徹底等金融機関との連携強化

公安委員会 説明資料No.8	周南市大字^{みたけ}金峰地内における連続殺人・放火 事件の発生・検挙について（山口県警察）	平成25年8月8日 捜査第一課
---------------------------------	---	----------------------------------

1 被疑者

住居 山口県周南市

職業

(63歳)

2 被害者

(1) 火災現場の2軒の民家において発見

ア 第1現場

A (当時71歳) 及び B (当時72歳)

イ 第2現場

C (当時79歳)

(2) 2軒の民家において発見

ア 第3現場

D (当時73歳)

イ 第4現場

E (当時80歳)

3 事案の概要

平成25年7月21日夜、山口県周南市大字金峰地内の2軒の民家火災の現場から3体の殺害された焼死体を発見し、さらに翌22日、同地域内の別の2軒の民家から2体の殺害された死体を発見したものの。

4 捜査の経緯

山口県警察においては、現場や死体の司法解剖結果等から、連続発生した殺人・放火事件と認め、捜査本部を設置して捜査を推進するとともに、現場付近の山中を捜索したところ、7月26日、山中において被疑者を発見し、取調べにより犯行を認めたため、第2現場の殺人・非現住建造物等放火事実で通常逮捕した。

今後、一連の事件の全容解明に向けて鋭意捜査を推進する。

1 交通事故発生状況

- 発生件数（概数） 30万4,409件（前年比－1万 485件、－3.3%）
- 死者数 2,004人（同 ＋ 70人、＋3.6%）
- 負傷者数（概数） 37万8,047人（同 －1万1,693人、－3.0%）

2 交通死亡事故の主な特徴

(1) 高齢者（65歳以上）

- ・ 高齢者の死者数が増加、人口10万人当たり死者数は全体の2.2倍（2,3頁）
- ・ 歩行中及び自転車乗用中の死者は、全体の6割以上が高齢者（9頁）
- ・ 歩行中の死者は75歳以上の女性が多く、歩行中及び自転車乗用中は免許なしの割合が高い（10頁）
- ・ 65～74歳高齢者は、歩行中、自転車乗用中、自動二輪車乗車中が、75歳以上高齢者は、自動車乗車中、自動二輪車乗車中が増加（11頁）
- ・ 車両単独事故が増加（28頁）

(2) 飲酒運転

- ・ 飲酒運転による死亡事故が増加（25頁）

(3) シートベルト

- ・ シートベルト非着用死者が増加（5頁）

(4) 自転車

- ・ 自転車に関連した死亡事故のうち、4分の3に法令違反あり（24頁）
- ・ 中高年世代で事故が増加（13頁）
- ・ 自転車単独事故が増加（24頁）

(5) 通学路事故

- ・ 通学等において小学生が死亡する事故は発生せず（41頁）

(6) 高速道路

- ・ 高速道路では、死亡事故件数、死者数いずれも減少（33頁）

3 道路交通法違反取締状況（32頁）

- 取締総件数 521万2,510件（前年比－41万 899件、－7.3%）
- うち点数告知 82万8,956件（同 －16万 601件、－16.2%）
- うち駐車違反 86万2,805件（同 －9万4,354件、－9.9%）

注1 点数告知とは、シートベルト、ヘルメット、チャイルドシートの取締りをいう。

注2 駐車違反には、駐停車違反に係る告知・送致件数及び放置違反金命令件数を計上している。

4 今後の交通死亡事故抑止対策について

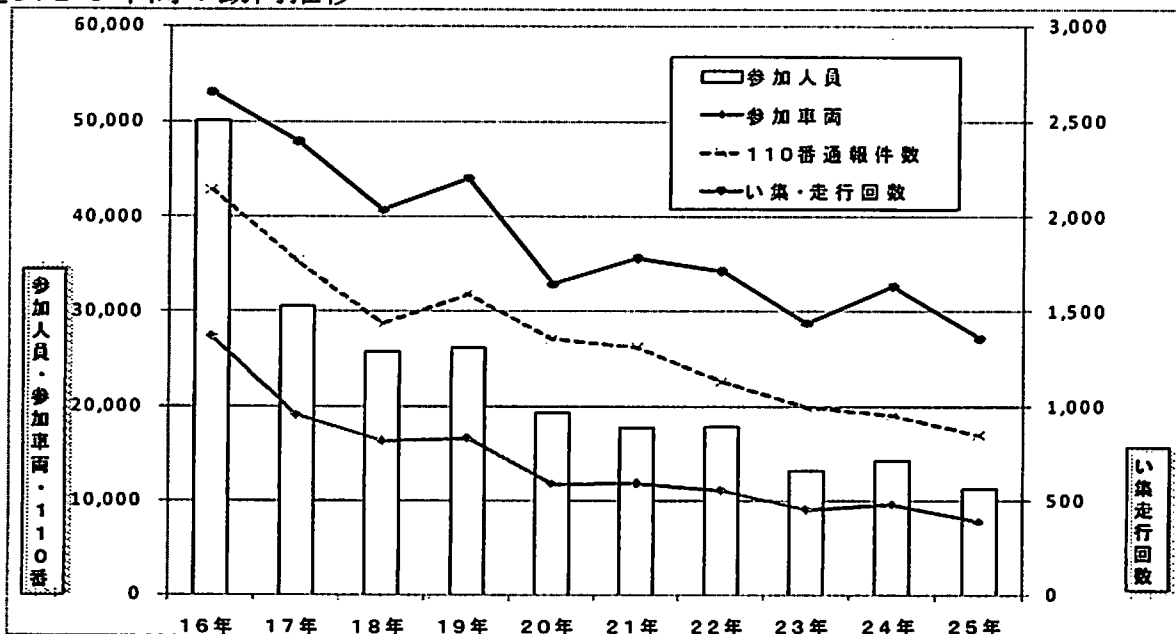
- 高齢者に対する交通安全教育の推進
- 薄暮時における交通事故対策
- 飲酒運転根絶に向けた規範意識の確立
- シートベルト着用の徹底
- 中高年層も含めた自転車対策
- 継続的な通学路対策

1 動向

い集・走行回数、参加人員、車両台数、110番通報件数は、前年同期と比較し、いずれも減少
※表・グラフは全て上半期の数値

	平成25年	平成24年	対前年増減(%)	
い集・走行回数	1,356	1,628	-272	-16.7
参加人員	11,251	14,284	-3,033	-21.2
参加車両	7,732	9,576	-1,844	-19.3
110番通報件数	16,894	18,967	-2,073	-10.9

過去10年間の動向推移



2 検挙状況(人員)

- 各種法令違反による総検挙人員は、前年同期と比較し減少
- 共同危険行為等の禁止違反、刑法犯・その他の検挙人員は、前年同期と比較し増加

	平成25年	平成24年	対前年増減(%)	
道路交通法	8,651	11,126	-2,475	-22.2
うち共同危険行為	618	614	4	0.7
うち騒音関係違反	76	84	-8	-9.5
道路運送車両法	1,421	1,457	-36	-2.5
刑法犯・その他	88	90	-2	-2.2
計	1,548	1,388	160	11.5
うち逮捕者数	10,287	12,604	-2,317	-18.4
	1,145	1,109	36	3.2

※1 騒音関係違反は、近接排気騒音に係る整備不良、消音器不備、騒音運転等をいう。

※2 刑法犯・その他の「その他」は、暴力行為等処罰法、毒物劇物取締法、覚せい剤取締法等をいう。

3 今後の対応

暴走族のい集・走行回数等は減少しているものの、依然として暴走族は平穏な生活に多大な迷惑と危険を及ぼす存在であることから、引き続き、共同危険行為等の禁止違反を始めあらゆる法令を適用した取締りを推進していくとともに、道路管理者や施設管理者に働き掛けて、い集走行を出来ない環境作りを拡充していく。

1 概要

「東京湾北部を震源地とする首都直下地震」を想定した、警察庁並びに警視庁、埼玉県警察及び神奈川県警察合同による交通規制訓練等を実施することで、都県境における円滑な緊急交通路の確保等発災時の交通対策に万全を期すもの。

2 訓練日時

平成25年9月1日（日）午前7時30分から午前9時30分

（うち、午前9時から約20分間、災害対策基本法に基づく交通規制（通行禁止）を実施）

3 合同訓練

(1) 情報伝達訓練

警察庁及び関係都県警察（警視庁、埼玉県警察及び神奈川県警察）における、緊急点検箇所の確認状況、検問所の開設状況等の関連情報の伝達

(2) 緊急交通路確保訓練（都県境における交通規制）

ア 警視庁・埼玉県警察（緊急通行車両走行訓練）

国道254号（川越街道）約4.6kmの通行禁止規制を実施し、消防、自衛隊等の車両が通行

イ 警視庁・神奈川県警察（警察及び道路管理者による橋梁点検訓練）

国道246号（玉川通り）の都県境に架かる新二子橋周辺約1.5kmの通行禁止規制を実施し、警察及び道路管理者が同橋を点検

4 事前広報の実施

新聞、テレビ、ラジオ等による広報、チラシの配布、関係都県警察HPへの掲載、交通情報板の活用等により、本訓練について周知徹底

（参考）当日は、合同訓練以外に昨年同様、関係都県警察により以下の訓練を実施予定

(1) 警視庁

ア 環状7号線内側区域への車両流入規制訓練（42箇所）

防災型信号機を運用するなどし、同路線内側区域への車両の流入を規制

イ 緊急交通路等確保訓練（76箇所）

緊急交通路指定予定路線等における交通規制訓練

ウ 信号機滅灯時対応訓練（島しょ部を除く97署）

信号機を滅灯させての手信号訓練や可搬式発動発電機の操作習熟訓練

(2) 栃木、埼玉、千葉、長野、静岡の5県警察

緊急交通路確保訓練、緊急通行車両確認標章交付訓練、信号機滅灯対策訓練等